

規制の事後評価書

法令の名称：金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律

規制の名称：決済に関する規制の見直し

規制導入時の区分：■新設 ■拡充 ■緩和 □廃止

担当部局：金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室

評価実施時期：2026 年 8 月 4 日

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

規制の見直し以前においては、海外送金等において 100 万円を超える送金のニーズがある一方で、資金移動業者が取り扱うことが可能な送金は法令上 100 万円以下に限られており、こうしたニーズに対応できていなかった。また、収納代行と称しつつ実質的には個人間送金を行う行為について、適切に利用者保護を確保できる環境が整っているとは必ずしもいえない状況にあった。

このような状況を踏まえ、「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 50 号）（以下「改正法」）では、資金移動業に関して以下の措置を講じている。

- (1) 資金移動業について、送金額に応じた類型（①100 万円超（第一種資金移動業）、②100 万円以下（第二種資金移動業）、③5 万円以下（第三種資金移動業））を創設し、柔軟かつ過不足のない規制を整備する。具体的には、①の送金を取り扱う事業者については、認可制とするとともに、具体的な送金指図を伴わない利用者資金の受入れを禁止する、③のみの送金を取り扱う事業者については、利用者から預かった資金について、供託等の既存の保全方法に代えて、外部監査を義務付けた上で、利用者の資金を分別した預貯金等で管理することを認める。
- (2) いわゆる収納代行のうち「割り勘アプリ」のように実質的に個人間送金を行う行為が、資金移動業の規制対象であることを明確化する。

<今後の対応>

■そのまま継続 □拡充して継続 □緩和して継続 □廃止

<課題の解消・予防の概況>

□おおむね想定どおり

□想定を下回るが、対応の変更は不要

□想定を下回り、対応の変更が必要

■想定を設定していないが、対応の変更は不要

□想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

□おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

■ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☐ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

■ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☐ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

■ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①送金額に応じた柔軟かつ過不足のない規制の整備	事前評価時	資金移動業者について100万円を超える送金を可能とする類型（第一種資金移動業）を設けることで、利用者利便の向上につながるものと想定されていた。また、5万円以下のみの送金を取り扱う事業者（第三種資金移動業）に関して、利用者から預かった資金を分別した預貯金等で管理することが可能となり、資金繰りに係る負担が軽減されると想定されていた（定量的な想定は設定していない。以下各項目について同じ。）。
	事後評価時	改正法により創設した類型に係る改正法の施行日（2021年5月1日）から5年経過後（2026年4月30日時点）の事業者数は以下のとおり。 ・100万円超の送金を取り扱う事業者（第一種資金移動業者）：6者 ・5万円以下の送金を取り扱う事業者（第三種資金移動業者）：0者（参考） ・100万円以下の送金を取り扱う事業者（第二種資金移動業者）：82者（うち第一種資金移動業を併営する事業者：5者） 第一種資金移動業を創設したことで、100万円を超える送金ニーズへの対応が図られ、利用者利便の向上に資する効果があったと考えている。加えて、高額送金を取り扱うことに伴い生じる各種リスク（システムリスク、セキュリティリスク、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に係るリスク）に対して、必要な体制整備を求めることを通じて、利用者保護の確保に寄与する効果があったと考えている。 5万円以下のみの送金を行う第三種資金移動業については、事業者登録には至っていないものの、新規参入や新規サービスの提供を考える事業者において、より低コストで参入可能な類型の一つとして位置づけられており、利用者利便の向上やイノベーション促進のための選択肢の一つとして機能しているものと考えられる。
②収納代行と称しつつ実質的に個人送金を行う者に対する規制の適用	事前評価時	いわゆる収納代行を行う者のうち実質的に個人間送金を行う者について、資金移動業の規制対象とすることで、利用者保護が図られる効果を得るとともに、利用者にとってより安心・安全な送金サービスが提供される環境の整備に資することが期待されていた。
	事後評価時	いわゆる収納代行を行う者のうち実質的に個人間送金を行うサービスを営む者に対して資金移動業の規制を課すことで、資金決済法上の登録等を行うことなく当該サービスを営むことが抑止され、利用者にとってより安心・安全な送金サービスが提供される環境の整備に資する効果があったと考えられる。

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①送金額に応じた柔軟かつ過不足のない規制の整備	事前評価時	改正法施行時に登録事業者であった者が、100万円超又は／及び5万円以下のみの送金を取り扱おうとする場合には、認可や変更登録等に係る費用が発生するほか、100万円超の送金を取り扱う事業者（第一種資金移動業者）においては高額送金を取り扱うリスクを踏まえ、特にシステムリスク管理、セキュリティ対策、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策等に関

		し、改正法以前に比して高水準の規制を遵守するための費用が発生すると見込まれていた。
	事後評価時	第一種資金移動業を営む者は6者（令和8年4月30日時点）が存在し、これらの事業者が第一種資金移動業の認可を取得するにあたっては、事業者において、認可及び変更登録等に係る事務負担が発生したほか、第一種資金移動業者として課される行為規制や体制整備義務に対応するための費用が発生しているものの、いずれも事前評価時に想定されていた範囲内に留まるものと考えられる。
②収納代行と称しつつ実質的に個人送金を行う者に対する規制の適用	事前評価時	いわゆる収納代行を行う者のうち実質的に個人間送金を行う者に対して資金移動業の規制を課すことにより、登録や各種規制に対応するための費用が発生すると見込まれていた。
	事後評価時	改正法施行時に登録事業者であった者において、いわゆる収納代行のうち実質的な個人間送金サービスが規制対象となったことに伴い、事業内容の変更に伴う費用、資金移動業変更登録の事務負担、当該サービスに係る資金移動業者として求められる行為規制や体制整備義務に対応するための費用が発生しているが、いずれも事前評価時に想定されていた範囲内に留まるものと考えられる。

■行政費用

		算出方法と数値
①送金額に応じた柔軟かつ過不足のない規制の整備	事前評価時	100万円超又は／及び5万円以下のみの送金を取り扱おうとする者について、認可申請や変更登録申請等に係る審査費用が発生するほか、100万円超の送金を取り扱う事業者（第一種資金移動業者）について、より重点的な検査・監督を行うための費用を見込んでいた。
	事後評価時	第一種資金移動業を営む者は6者（令和8年4月30日時点）が存在。これらの事業者から提出される第一種資金移動業に係る認可申請や変更登録申請等の審査に係る事務負担や、高額送金を取り扱うことに伴い生じる各種リスクに対応するための重点的なモニタリング等の費用は生じているものの、いずれも事前評価時に想定されていた範囲内に留まるものと考えられる。
②収納代行と称しつつ実質的に個人送金を行う者に対する規制の適用	事前評価時	いわゆる収納代行を行う者のうち実質的に個人間送金を行う者について、登録審査や検査・監督に係る費用が発生すると見込まれていた。
	事後評価時	改正法施行時に登録事業者であった者について、いわゆる収納代行のうち実質的な個人間送金サービスが規制対象となったことに伴う変更登録申請の審査に係る事務負担や、当該事業者に対するモニタリング等の費用は生じているものの、いずれも事前評価時に想定されていた範囲内に留まるものと考えられる。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
—	事前評価時	—
	事後評価時	—

■その他の負担

—

3 考察

規制の見直しにより過大な遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない。一方、規制の事前評価時に見込んだ利用者保護の確保、利用者利便の向上及びイノベーションの促進に関する効果は、一定程度発現しているものと考えられる。

以上を踏まえ、引き続き、課題を取り巻く社会経済情勢やイノベーションの変化による影響などを注視しつつ、今後も必要に応じて見直しを検討していく。